

# 兵庫県公報

平成21年5月15日 金曜日 第2081号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 公印の廃止及び新調（文書課）	1
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	5
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（広報課）	5
正 誤	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第2068号中	5

## 告 示

### 兵庫県告示第584号

1に掲げる公印を平成21年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成21年4月1日からその使用を開始した。


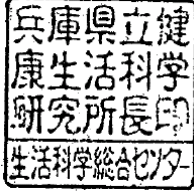

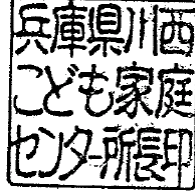
平成21年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 廃止公印の名称及び印影

			
兵庫県立生活科学総合センター所長印	兵庫県立健康環境科学研究所センター所長印	兵庫県立健康環境科学研究所センター所長印	兵庫県西宮こども家庭センター所長印
			
兵庫県西宮こども家庭センター所長印(川西分室)	兵庫県六甲治山事務所所長印	兵庫県但馬高原林道建設事務所所長印	

2 新調公印の名称及び印影

			
兵庫県立健康生活科学研究所長印	兵庫県立健康生活科学研究所長印(生活科学総合センター)	兵庫県川西子ども家庭センター所長印	兵庫県川西子ども家庭センター所長印



兵庫県告示第585号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、加西市、三木市吉川町及び川辺郡の区域における質量計の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。)を次のとおり実施する。

平成21年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関(計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関)  
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内  
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
加西市	平成21年7月14日(火)から同月31日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
三木市吉川町	平成21年7月28日(火)から同月31日(金)までの期間で別に通知する期日	
川辺郡	平成21年7月21日(火)から同月24日(金)までの期間で別に通知する期日	



兵庫県告示第586号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西脇市市原町字南谷林584の14、584の15、584の15の1、584の16から584の34まで、591の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字南谷林584の14・584の16・584の24から584の26まで・584の29・584の31(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、584の34、591の3

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第587号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町福知字白口ノ向ヒ1819の5、1819の8、字熊ノ原1823の22、1823の24、1823の25
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字白口ノ向ヒ1819の8（次の図に示す部分に限る。）、字熊ノ原1823の24
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第588号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年5月15日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年5月15日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年5月15日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 一宮生野線	神崎郡神河町川上字西ノ山797番61から 同郡同町川上字西ノ山797番66まで	旧	45.0から 91.0まで	83.0	
		新	50.0から 104.0まで	83.0	



**兵庫県告示第589号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 5 月 15 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 5 月 15 日から 2 週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年 5 月 15 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 加悦但東線	豊岡市但東町赤花字河合163番1から 同 市但東町畑山字三反田1113番まで	旧	7.0から 15.0まで	428.0	
		新	10.0から 21.0まで	427.0	



**兵庫県告示第590号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 5 月 15 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 5 月 15 日から 2 週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年 5 月 15 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 追入市島線	篠山市追入字奥坪1090番2から 同 市追入字奥坪1090番2まで	旧	13.0から 15.0まで	6.0	
		新	7.0から 39.0まで	716.0	



**兵庫県告示第591号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 5 月 15 日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 5 月 15 日から 2 週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成21年 5 月 15 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 洲本灘賀集線	洲本市由良町由良字小佐毘濱2451番1から 同 市由良町由良字小佐毘2460番1まで	旧	4.0から 11.0まで	162.0	
		新	8.0から 14.0まで	165.0	



**兵庫県告示第592号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。

平成21年 5月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表財団法人兵庫県警察協会の項中、「神戸市東灘区住吉東町」を「神戸市東灘区御影中町」に、「豊岡市城崎町桃島字大滝」を「豊岡市城崎町桃島」に、

「		同 淡路支部	淡路市岩屋	」
---	--	--------	-------	---

を

「		同 淡路支部	淡路市岩屋	」
		同 津名西支部	淡路市郡家	

に改める。

**公 告**

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年 5月15日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の編集、印刷及び配布一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画県民部知事室広報課 神戸市中央区下山手通5-10-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社神戸新聞総合出版センター 神戸市中央区東川崎町1-5-7
- 5 随意契約に係る契約金額  
276,727,101円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項 (b) による

**正 誤**

○平成21年 3月31日付け（兵庫県公報第2068号）  
兵庫県告示第382号（県営土地改良事業の工事の完了）中

(ページ)	5
(行)	表中

(誤)

経営体育成基盤整備事業	揖鹿谷	加東市揖鹿谷
同 上	古栃谷池	三木市吉川町水上

(正)

経営体育成基盤整備事業	揖鹿谷	加東市揖鹿谷
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	古栃谷池	三木市吉川町水上